

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅一部用途変更の承認
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例施行規則第18条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例施行規則第18条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則 （一部用途変更）</p> <p>第18条 入居者は、改良住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、住宅の管理又は使用者の福利上特に必要と認められるもので、近隣の妨害となり、又は住宅等を汚損するおそれのない場合に限り、市長の承認を得て当該改良住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p>	